

第3次京都市消費生活基本計画の取組状況

令和3年度

令和4年度

令和5年度

令和6年度

令和7年度

第3次京都市消費生活基本計画

一元化

▶ 取組期間：令和3年度～令和7年度 事業数：222事業（令和5年度）

▶ 【4つの基本方針】主な取組の変遷

京都市消費者教育推進計画（ともに考え・学び・行動する消費生活プラン）

位置付け：京都市消費生活基本計画の、基本方針3及び4の取組を具体的に推進するための行動計画

目指す姿：①市民が消費生活に関する知識や技能を身に付け、安心・安全な消費生活を実現する。
②消費者市民社会の実現に向け、年齢階層や特性に応じた消費者教育を推進する。

(1)消費者安全の確保

・食品表示に関する問合せへの対応、任意調査、立入検査の実施
→原料原産地表示に関する法改正の経過措置R4.3迄

・家庭用品品質表示法、製品安全四法に基づく立入検査の実施

・消費生活条例施行規則の改正（不適正な取引行為）
（R5.7施行）→啓発パンフレットの作成

①家庭用品品質表示法
②消費生活用製品安全法
③電気用品安全法
④ガス事業法
⑤液化石油ガスの保安の確保等に関する法律

(2)消費者被害の救済

・消費生活総合センターの移転（R4.2）
→持続可能な行財政改革の取組

・成年年齢引下げに関する周知、啓発

・消費者サポートチーム、相談業務に対する
支援事業→相談機能の強化

・各種相談事業の実施

・消費生活相談員レベルアップ研修受講支援
→相談内容の高度化への対応

・弁護士による多重債務特別相談の実施

①京都市民法律相談
②市政一般相談
③交通事故相談
④行政書士、司法書士等関係団体との相談事業

(3)消費者教育の推進

・同志社大学に続いて、佛教大学（教育学部）での消費者教育講座を開講（R3～）
・実践的な消費者教育推進支援事業の推進（R2～）
→講師派遣のコーディネート、教員向け研修会

・龍谷大学（経営学部）での消費者教育講座を開講（R4～）

・はたちを祝う記念式典での啓発リーフレット配布（R4～）

・京都教育大学での消費者教育講座を開講（R6～）

・小学生向け消費者教育デジタル教材「買い物シミュレーションゲーム」の作成（R4）
・中学生向け消費者教育冊子「めざせ！消費者市民！」デジタルブックの作成（R4）

・京都消費者教育シンポジウムの開催（R6.7）

(4)消費者市民社会の形成

・京都生協と「『エシカル消費』普及促進に係る連携協定」を締結（R4.1）

・エシカル消費ホームページ開設（R3～）

・各区、支所の権利擁護ネットワーク会議等に参画
→見守りNW構築のための福祉部門との連携強化

・京都生協各店舗にて、エシカル消費に関するイベント実施（R4～）

・エシカルデー@コープ二条駅イベント実施（R6.2）

・消費者安全確保地域協議会設置（R7.2）

・「エシカル消費のタネ」消費者標語募集事業を開始（R6～）

社会情勢
の変化

- ・「民法」改正（成年年齢18歳へ引下げ）（R4.4施行）
- ・「消費者契約法」改正（契約の取消権の追加等）（R5.6施行）
- ・「特商法」改正（通販の「詐欺的な定期購入商法」対策等）（R4.6施行）
- ・東京オリンピック開催（R3.7）
- ・旧統一教会問題（R4.7）
- ・食品アレルギー表示義務化（R5.3施行）
- ・新NISA開始（R6.1）
- ・第2、3回の新型コロナ緊急事態宣言発出（R3）
- ・ホストクラブ売掛金問題（R5）
- ・能登半島地震（R6.1）
- ・ロシアによるウクライナ侵襲（R4.2）
- ・新型コロナ5類感染症に移行（R5.5）
- ・紅麴問題（R6）
- ・闇バイト問題（R6）
- ・東京都カスハラ防止条例（R7.4施行）
- ・大阪・関西万博（R7.4～）

●第3次京都市消費生活基本計画前後の消費生活相談件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (11月末時点)
全体	10,309人	9,230人	9,373人	9,389人	6,529人
うち、18・19歳	(159人) ※1	(118人)	(151人)	(136人)	(119人)
うち、高齢者	(2,773人) ※2	(2,593人)	(2,531人)	(2,691人)	(1,977人)

※ (1)は18・19歳の、(2)は高齢者（65歳以上）の相談件数

成年年齢引下げ(R4.4)

●重点取組に係る推進状況

①消費者安全確保地域協議会の設置

令和7年2月に協議会設置予定（R6.11.7設置準備会開催）

②エシカル消費の普及促進

- ・京都生協との「『エシカル消費』普及促進に係る連携協定」を締結し、各店舗等におけるイベントを開催
- ・普及促進のための動画制作及び放映、HPの開設、大学等における消費生活講座の実施
- ・エシカル消費の認知度【R2：16% ⇒ R5：33%】

第4次京都市消費生活基本計画策定（令和7年冬頃）